

医人 第 601号
令和7年1月31日

県内各訪問看護ステーション管理者 様

埼玉県保健医療部医療人材課長
千野 正弘 (公印省略)

複数人訪問費用補助事業 (公的医療保険を利用する訪問看護) 事前協議要領の改正
について (通知)

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、県では、複数名の訪問者による訪問看護を行うことを容易にし、もって訪問者の安全を図り、離職防止に資するため、標記補助事業を実施しております。

今回、補助金利用促進のため、事前協議要領を改正しました。

要領改正内容 (概要) は、裏面 (チラシ) に記載のとおりです。

改正後の要領 (詳細) は当課ホームページから御確認ください。

また、補助事業の詳細 (書類の様式等を含む) については、当課ホームページに掲載しておりますが、補助金の交付を希望される場合は、まず下記担当まで御相談ください。

当課ホームページは Google などで検索

埼玉県 訪問看護の充実

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/houkan.html>

※事前相談 (事前協議) の電子申請・届出サービスの URL はこちらです。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85485

下の QR コードからもアクセスできます。



担 当 : 看護・医療人材担当 鈴木
Email : a3560-01@pref.saitama.lg.jp
電 話 : 048-830-3543